

## 社会福祉法あそしえ 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あそしえの役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び苦情解決第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

4 理事の報酬は、各年度の総額が4,760,000円を超えないものとする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 監事の報酬は、各年度の総額が505,000円を超えないものとする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給することができる。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

令和元年6月15日改訂する。

令和4年6月25日改訂する。

# 役員報酬表

別表1 役員報酬（日額）

名称	報酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
苦情解決第三者委員	5,000円

別表2（年額）

名称	報酬	備考
理事長等業務報酬等	4,380,000円	年間報酬額を 12ヵ月支払

※就任の期間に対して月額で支給される

別表3（日額）

名称	報酬	備考
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	4時間未満は半額
監事監査指導報酬等	15,000円	4時間未満は半額
苦情解決第三者委員	10,000円	4時間未満は半額

別表4（日額）

旅費	宿泊費（上限）	報酬	その他
実費	15,000円	15,000円	実費

令和4年6月25日改定